

賦課限度額について

基本的なルール

- ・ 全市町村で政令同額で統一する。

課題

- ・ 賦課限度額を定める地方税法施行令の公布が例年年度末であるため、市町村の3月議会に国保税条例の改正を上程できない。
- ・ 賦課期日に条例を施行するには専決処分を行う必要があるが、議会との関係から、専決処分を行うことが難しい市町村があることが想定される。

地方分権改革に関する提案募集（内閣府）

令和6年度の提案募集に埼玉県から「地方税法施行令の一部を改正する政令（国保税改正部分）の公布時期の前倒し」を提案

【総務省からの回答】

国民健康保険税を含む地方税法の法令改正は、全税目一帯で順序立てて行っており、国保税部分のみの法令改正を前倒しすることは**総務省事務担当者に二重の事務負担が発生することから非常に困難**である。

なお、一部の地方団体において、**地方税法関係法令の公布前に、議会で条例案を審議している例がある**ことから、参考にしていきたい。

〈参考例〉

●●県県税条例の一部を改正する条例

●●県県税条例（昭和●年●●県条例第●号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第24項中「令和6年3月31日までに行われる軽油の引取りに対して」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（この条例の失効等）

2 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第 号。次項において「改正法」という。）が令和6年3月31日までに公布されないときは、その効力を失う。

3 この条例は、前項の場合を除き、改正法による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の条例の規定の内容と異なることとなるときは、廃止するものとする。

対応案 全市町村で専決処分若しくは総務省が参考として示した方法で条例改正を行い、賦課限度額を政令同額で統一することとする。